

特定不妊治療費助成

? なぜこの事業を行っているのですか？

子どもを望んでいても、なかなか子どもを授かることができない方に対して、その原因を調べ、妊娠しやすくなるように行う治療を「不妊治療」といいます。不妊治療には、薬物による治療や人工授精などさまざまな方法があり、このうち、「特定不妊治療（※解説）」には、特に高額の治療費が必要となります。

そのため、特定不妊治療を受ける方の経済的負担の軽減を目的に、平成24年度から、従来の東京都の助成に加えて、区でもさらに治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を行っています。

? どのようなことを行っていますか？

特定不妊治療を受ける費用の一部を助成しています。

●助成額

東京都の助成を受けた特定不妊治療について、東京都からの助成額を除いて、1回あたり最大5万円まで区が助成します。

●助成回数

初年度は、1年度当たり3回、2年度目以降は1年度当たり2回を限度に、通算5年度まで、かつ、合計10回まで助成します。



? 事業の進み具合はどうか？

台東区では、平成24年度の助成申請件数を120件程度と見込んでいます。これまで実施してきた東京都の助成制度の実績を見ると、台東区民の利用件数は、年々増加傾向にあります。こうしたことから、特定不妊治療に対する需要が増加していることが伺えます。

? 今後はどのように取り組んでいくのですか？

特定不妊治療費助成に対する要望は、さらに高まると予想されます。今後も区のホームページや広報等を通じてお知らせするなどして、助成制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいきます。



■この事業に関するお問合せは■

健康部保健サービス課

03-3847-9447

【解説】

特定不妊治療

ここでは、体外受精または顕微授精による不妊治療のことを指しています。特定不妊治療は、公的医療保険の対象とならないため、高額の治療費が必要となります。

地域包括支援センターの運営

？ なぜこの事業を行っているのですか？

住み慣れた地域で、高齢者がいきいきと安心した生活が続けられるよう支援を行うことを目的に、地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターは、高齢者やその家族が、日常生活で困ったことなどを何でも相談することができる身近な窓口として、地域の中で機能しています。

？ どのようなことを行っていますか？

区内に7箇所設置されている地域包括支援センターには、保健師（または看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャーといった専門職員が配置されており、それぞれの分野で専門性を活かし、次のようなことを行い、高齢者の生活をサポートしています。

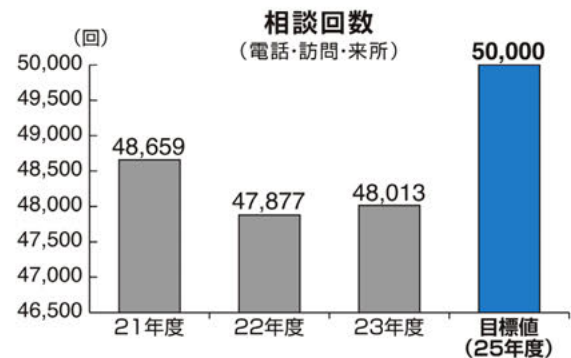
- ① 高齢者が介護サービスを必要とする状態にならないように、健康づくりのための教室を開催するなど、介護予防の取り組みを行っています。
- ② 高齢者からの日常生活に関することや家族からの介護に関する事など、様々な相談を受け付けています。
- ③ 地域のボランティア活動など一体となって、高齢者一人ひとりの状態に合った保健・医療・福祉に関するサービスを提供できるよう努めています。
- ④ 高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見や高齢者の人権を守るために必要な援助を、専門家や地域の方とともにしています。



？ 事業の進み具合はどうか？

台東区の人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合は年々増加しており、平成24年4月現在、高齢者人口は40,983人で、人口に占める割合は24.11%にのぼり、23区で2番目に高い高齢化率となっています。

高齢者人口の増加とともに、地域包括支援センターにおける相談件数についても、今後増え続けていくと思われます。



(資料：高齢福祉課)

？ 今後はどのように取り組んでいくのですか？

区では、平成24年3月に策定した第5期台東区高齢者保健福祉計画（※解説）において、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り継続して生活を営むことができるよう、様々な人材や機関が協力しあい、高齢者一人ひとりを支えていく地域社会の実現を目指すこととしています。

その中心的な役割を担う地域包括支援センターは、今後も、地域の身近な相談窓口として、高齢者へのサービスや情報提供をより一層充実させていくとともに、センター間の情報の共有や関係機関との相互連携などを進めていきます。

■この事業に関するお問合せは■

福祉部高齢福祉課

03-5246-1225

【解説】

第5期台東区高齢者保健福祉計画

「高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるまち」「高齢者の尊厳が守られ、自立した日常生活をともに支え合えるまち」を基本理念にかかげて、介護予防の推進や認知症高齢者支援の推進など9つの重点施策を定めた計画です。

障害者相談支援システム

？ なぜこの事業を行っているのですか？

障害者やその家族が支援を必要とする時に、家族以外に相談できる相手が少ないことから、福祉サービスなどの情報を得ることが難しく、必要なサービスを受けられずに孤立してしまうことがあります。

地域において、障害者やその家族が孤立することのないように支え、必要とする支援を受けられるようにサポートすることを目的に、この事業を行っています。

？ どのようなことを行っていますか？

区や東京都等の行政機関をはじめ、身体障害者相談員（☎解説①）、知的障害者相談員（☎解説①）、委託相談支援事業所（☎解説②）が、障害者やその家族からの相談に応じて、その生活を支えていくネットワークを築いています。

「将来どのように生活していこうか？」「介助の方法がわからない。教えてほしい。」といった、地域で生活する障害者やその家族からの相談や要望などに応じて、必要な情報を提供したり、サービスの利用援助や権利擁護のために必要な支援を行ったりと、自立した日常生活、社会生活を営むことができるようにサポートしています。

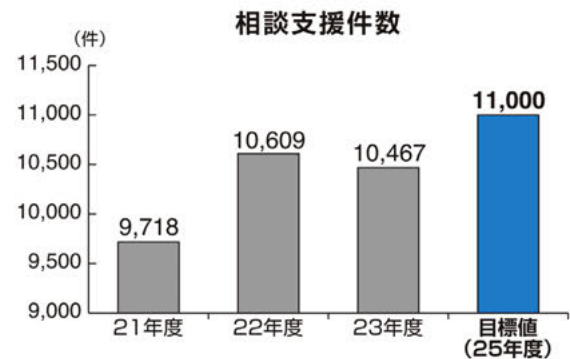
また、このネットワークの他にも、障害者団体や障害福祉サービス提供事業所、特別支援学校（☎解説③）など、様々な関係機関が障害者の地域生活を支えています。



? 事業の進み具合はどうか？

委託相談支援事業所数は、平成24年9月現在、身体障害・知的障害を担当する事業所を主に担当する事業所が3箇所、精神障害を主に担当する事業所が1箇所となっています。その他、区の相談窓口として、障害福祉課・松が谷福祉会館（身体障害・知的障害）及び保健予防課（精神障害）があります。

平成23年度の相談支援件数は、10,467件（身体障害・知的障害・精神障害）で、その内訳は、福祉サービスの利用等に関する相談や社会参加に関する相談が多く占めています。



(資料：障害福祉課)

? 今後はどのように取り組んでいくのですか？

平成24年度には、休日夜間を含む専用電話などによる24時間対応の相談等を開始するとともに、委託相談支援事業所を1箇所増やすことで、事業の充実を図っています。

また、障害者虐待防止センター（☞解説④）の設置により、障害者の権利擁護をさらに推進していきます。

■この事業に関するお問合せは■

福祉部障害福祉課	03-5246-1203
健康部保健予防課	03-3847-9405

【解説】

①身体障害者相談員・知的障害者相談員

区の委託を受けて、身体障害者や知的障害者からの相談援助に当たる人です。

②相談支援事業所

障害者自立支援法に基づき、都道府県又は区市町村からの指定を受けて、相談支援を行う事業所です。

③特別支援学校

障害児が、「幼稚園・小学校・中学校または高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立できること」を目的とした学校です。

④障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）に基づき、障害者虐待の相談や啓発、通報の受理などを行う機関です。

要保護児童支援ネットワーク

? なぜこの事業を行っているのですか？

近年、核家族化や少子化が進む中で、児童虐待の相談件数は増加しています。区内の新規養護相談件数（※解説①）も、平成22年度は310件でしたが、平成23年度は648件と、2倍以上に増えています。児童虐待は親の病気やストレス、子どもの障害や育てにくさ、貧困や地域・親族からの孤立など複雑な要因が絡み合って発生します。児童虐待を減らすためには、子育てに問題を抱えている家庭のすべての子どもを要保護児童（※解説②）として捉え、支援していく必要があります。

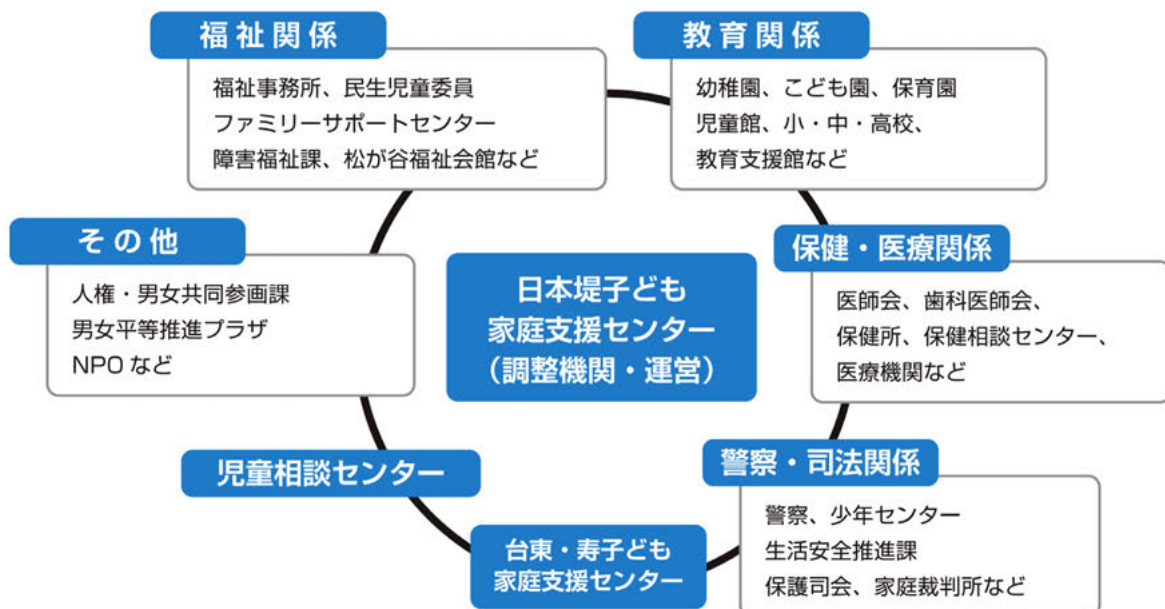
そのため、区では、ひとつの関係機関だけで支援するのではなく、子どもにかかわる関係機関が協力的確な支援をしていくためのネットワークを組織しています。

? どのようなことを行っていますか？

関係機関とのネットワークが円滑に進むよう、日本堤子ども家庭支援センターが連絡調整をはじめとする、以下の業務を実施しています。

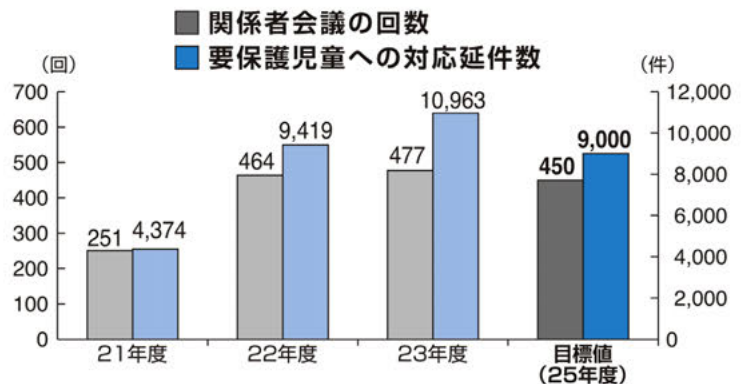
- ・ネットワークが円滑に進むための連絡調整・会議の開催
- ・ネットワークが円滑に進むための虐待対策コーディネーターの設置
- ・子ども、保護者に対する相談・支援
- ・虐待防止のための啓発活動
- ・子育てに悩む親を対象としたグループカウンセリング（※解説③）の実施
- ・虐待の通告窓口である「24時間受付電話」の設置

【要保護児童支援ネットワークイメージ図】



？ 事業の進み具合はどうか？

関係機関との連携を表す要保護児童への対応延件数、関係者会議（※解説④）の開催数ともに年々増加しています。平成22年度には学校・幼稚園・保育園等との、平成23年度には保健所との定期的な情報提供の流れを整理し、早期に支援につなげていく体制を整えました。



(資料：日本堤子ども家庭支援センター)

？ 今後はどのように取り組んでいくのですか？

児童虐待を防止するために、地域で暮らす区民の方一人ひとりが気になった時に、日本堤子ども家庭支援センターに連絡することを周知していきます。今後は、医療機関との連携を強化するための体制を整え、関係機関との連携を一層強化し、虐待の未然防止に取り組んでいきます。

■この事業に関するお問合せは■

日本堤子ども家庭支援センター

03-5824-2535

【解説】

①養護相談

児童虐待や支援が必要な子どもと家庭に関する相談のことです。

②要保護児童

虐待を受けた子どもに限らず、不登校や非行、心身の障害や生活行動面の問題などがあるため、子どもと家庭に特別な支援が必要な子どものことです。

③グループカウンセリング

子育てに悩む親がグループ形式で話すことにより、自分自身や親子関係を振り返ったり、見つめなおしていく場です。

④関係者会議

個別のケースに直接かかわり援助する関係機関が集まり、その後の援助方針と役割分担を決める会議です。

幼児教育共通カリキュラムの推進

？ なぜこの事業を行っているのですか？

子どもは、未来の社会を担う大切な宝物とされています。心豊かでたくましく生きる力を身に付けるためには、幼児期からの教育を充実させることがとても大切なことです。

台東区教育委員会では、保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校という0歳から15歳までの子供たちの教育を、責任をもって進めています。その取り組みとして、幼児期から小学校1年生まで、3歳から6歳までの教育を充実させるための指針を策定しました。平成22年度には、5歳児の10月期から小学校1学年の1学期までを対象にした「台東区幼児教育共通カリキュラム（※解説）ちいさな芽」を、続いて平成23年度には、3歳児から5歳児9月期までを対象にした「増補版」を作成しました。

？ どのようなことを行っていますか？

共通カリキュラムに基づいた保育・教育を推進するために、さまざまな取り組みを行っています。次のような取り組みを通して、各園・学校における保育・教育の質を向上させるとともに、継続的に保育や授業の改善に取り組んでいく園・学校を目指しています。

【取り組んでいる主な内容】

- 「台東区幼児教育共通カリキュラム」「増補版」の作成・配布
作成された冊子を配布するとともに、その改善についても取り組んでいます。
- 「ちいさな芽実践推進訪問」の実施
教育支援館の専門スタッフが各園・学校を訪問し、保育や授業を参加し、その改善に向けた意見交換会を行っています。
- 「幼児教育共通カリキュラム研修会」の実施
区内の園で共通カリキュラムに基づいた保育・教育が推進されるように、教員・保育士を対象とした実践的な研修会を行っています。
- 「幼児教育共通カリキュラム検証委員会」の設置
区内の幼稚園・保育園・こども園・小学校の教員・保育士の代表で組織する委員会において、共通カリキュラムに掲載されている事例の検証を行っています。

? 事業の進み具合はどうか？

「ちいさな芽実践推進訪問」では、区立の園（幼稚園、保育園、こども園）と区立小学校を訪問し、共通カリキュラムに基づいた保育・教育の推進に向けて取り組んでいます。そして、その成果を報告書としてまとめ、区立の園、小学校に配布しています。このような取り組みにより、区立の園、小学校で共通カリキュラムに基づく実践が進められています。

? 今後はどのように取り組んでいくのですか？

取組みの内容は、「幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」及び「増補版」として2つの冊子としてまとめられています。

今後は、現場の園や小学校で実践しやすいように、具体的な実践事例を検証していくことが必要と考えています。「ちいさな芽実践推進訪問」や「幼児教育共通カリキュラム検証委員会」などを通して、更なる共通カリキュラムの改善と推進を目指していきます。



「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」・「増補版」

■この事業に関するお問合せは■

教育支援館

03-5246-5921

【解説】

カリキュラム

教育の目標を達成するために、子供の発達段階などに応じて、順序だてて編成する教育計画のことです。